令和 4 年度 第 213 回佐用町農業委員会会議録

令和5年2月20日、午後1時30分 佐用町役場本館301会議室 にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰已	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・藤本 浩・横山 隆夫・隂山 哲博・

髙本 耕作・藤田 修・柿本 美満夫

事務局長 井土 達也 、書記 押田 晃英・波戸 雄太

- 4. 会議案件は次のとおりです。
- (1)会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (5) 議案第3号 非農地証明の交付申請について
- (6) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5. 会議の顛末は次のとおりです。
- 事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。
- 議 長(福田会長)みなさんこんにちは。今日はまだ暖かいですけども、朝は雨でしぐれて おりました。また、近年にはないような寒波に襲われ、佐用町でも今までにない ような積雪をしましたが、みなさんがこうしてお元気に出席されており、非常に ありがたいと思います。

それでは、佐用町農業委員会第213回2月定例委員会を開催いたします。本日

の欠席委員はありません。したがって、ただいまの出席委員は 12名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。13 番の古川委員と 2 番の山本委員にお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 18条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年2月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」9件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等がないようですので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは、報告第1号の案件につきましては承認されました。次に、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定 により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月20日提出 佐 用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、竹内委員より説明願います。
- 7番(竹内委員)議席番号 7番の竹内です。議案第 1 号 1番の案件について説明いたします。 資料は 1ページから 6ページになります。現地確認については 2 月 7 日 16 時 45 分から、事務局の波戸さん、譲渡人と私の 3 名で行いました。申請場所は資料に ありますように、国道 179 号線の須安集落と西大畠集落の境界のところです。申 請の経緯ですが、譲受人は申請地の 2 筆の間に田を所有しており、申請地も借り て耕作されていましたが、譲渡人があまりにも小面積のため所有権移転を行いた いとのことで相談したところ話がまとまり、今回の申請になりました。譲受人は、 1号の全部効率化要件について問題ありません。また、2号は個人であるため問題 ありません。3 号の信託要件については、信託ではないので問題ありません。4号、 5 号についても問題ありません。6 号についても登記簿のとおり問題ありません。 7号の地域調和要件についても問題ありません。以上、第 3 条第 2 項各号にはいず れも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、

本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法 第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(1平方メートル)の指定について、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年2月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。

(議案第2号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、福原委員より説明願います。

10番(福原委員)議席番号 10番の福原です。議案第 2 号 1番の案件について説明いたします。 資料は 7ページから 13ページです。現地確認は 12 月 7 日 9 時 30 分より、商工 観光課仲村さん、事務局の波戸さんと私の 3 名で行いました。申請地の位置は資料 8ページにありますように、中三河の大森神社の手前の路地を西に入った両側になり、空き家は申請地の手前になります。申請人は平成 19年 12 月に相続により土地を入手されましたが、大阪府在住のため手入れができず、隣人に畑地管理をしてもらっていましたが、姉妹名義の自宅を空き家バンクに登録し、空き家とセットで売買したいということで今回の申請になりました。申請地の状況は資料 12、13ページの写真のように草地と畑地となっていました。下限面積緩和の判断については、今回セットで販売される空き家は農地に隣接しております。また、現在賃借権等の権利設定は行われておらず、農地に関する補助金の対象農地にはなっておりません。以上をもちまして本案件は別段の面積を 1 ㎡としても問題ないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「非農地 証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和5年2月20日提出 佐用町農業

委員会 会長 福田範康」4件の申請がありました。 (議案第3号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、蔭山委員より説明願います。
- 3番(蔭山委員)議席番号 3番の蔭山です。議案第 3号 1番の案件について説明いたします。 資料は 14ページからになります。現地確認は 2月 7日 15 時 15 分より、事務局の 波戸さん、行政書士の さん、 さんと私の 4名で行いました。申請地の位 置は資料にありますように、国道 179号線沿いの龍山神社前の上町信号から南光、 三日月方面へ 30mほど行ったとこの右側にあります。申請人は高齢で空き家状態 になっている住居をどうにかしたいと考えていて、佐用町に空き家バンク制度が あることを知り、空き家バンクに登録するため、土地の調査を行ったところ土地 の地目が畑のままであることが分かり、周囲の状況からみても畑に復元すること は不可能であることから、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。 申請地は昭和 48年ごろにお住まいの住居を建てられています。自治会長の同意も あり、水路、水利に迷惑をかけないとの同意書もあり、また、本人の始末書もあ ります。非農地となってから 20年以上経過していることも認められ、周囲の状況 からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。以上をもちまして 本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)
- 議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。続いて2番と3番の案件に つきまして、竹内委員より説明願います。
- 7番(竹内委員)議席番号 7番の竹内です。議案第 3 号 2番の案件について説明いたします。 資料は 21ページからになります。現地確認は 2 月 7 日 16 時より、事務局の波戸さん、行政書士の さんと私の 3 名で行いました。申請地の位置は資料にありますように、力万集落の申請者宅のすぐ前にあります。申請人は、相続登記申請のため、調査した結果、現状は宅地ですが登記上の地目が農地であることが判明し、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。申請土地は 2 筆あり、平成 10 年に農業用倉庫兼車庫として新設され、現状及び利用状況は完全に宅地です。この件は、非農地証明の審査基準 3・2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また、始末書及び自治会長、水利権代表者、隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。以上を持ちまして本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。続いて、議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 28ページからになります。現地確認は 2 月 7 日 15 時 35 分より、事務局の波戸さん、行政書士の

さん、 さんと私の 4 名で行いました。申請地の位置は資料にありますように、仁位集落の申請者宅のすぐ横にあります。申請人は仁位に住んでおられますが、隣人の父親が昭和 40 年ごろ登記をされないまま購入され、畑として利用、のちに自宅への進入路及び花壇として利用していました。そのお父さんも他界され、空き家となり、仁位にある土地、建物を空き家バンクに登録するため調査した結果、土地の所有者が さんで、登記がされていないことが判明しました。また、現状は家への進入路及び花壇であるが、登記上の地目が田であることが反映し、地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。申請土地は 66 ㎡で現状は草刈りをされ、家への進入路及び駐車場として利用されています。また、登記は田となっていますが、天水で水利権はありません。この件は、非農地証明の審査基準 3-2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また、始末書及び自治会長、水利権代表者、隣接者の同意も得られていますので問題ないと思います。以上を持ちまして本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきま して何かご意見、質疑ございませんか。

議 長 接道していないのですか。

竹内委員 家の裏に里道が通っていますが車が通れるほど広くなく、町道に接道するため申 請地を進入路として利用していたと思われます。写真では広く見えますが、実際 には電柱や支線があるため軽自動車1台分ほどのスペースしかありません。

議 長 他に意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて、議案第4号「農業 経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といた します。 事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 5 年 2 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」

(議案第4号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質 疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第4号については原案通り決定されました。 それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。 (午後2時10分 閉会)

令和5年2月20日

議 長	(EI)
13番	(
2番	(FI)